

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>○盛岡市生活改善センター条例 昭和49年 3 月29日 条例第18号</p> <p>改正 略 令和 7 年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市生活改善センター条例 第 1 条から第 7 条まで 略 (使用料)</p> <p>第 8 条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前 3 号に準じた目的に使用するとき。 (5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。</p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第 9 条から第 19 条まで 略 附 則 略 附 則 (令和 7 年 条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 2 改正後の盛岡市生活改善センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市生活改善センター条例第 5 条第 1 項の許可に係る使用料について適用し、同日前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市生活改善センター条例 昭和49年 3 月29日 条例第18号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市生活改善センター条例 第 1 条から第 7 条まで 略 (使用料)</p> <p>第 8 条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前 3 号に準じた目的に使用するとき。</p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第 9 条から第 19 条まで 略 附 則 略</p>														
<p>別表 (第 8 条 関係)</p> <table border="1" data-bbox="174 1385 1066 1428"> <tr> <td>区分</td> <td>午前</td> <td>正午</td> <td>午後</td> <td>午前</td> <td>正午から</td> <td>午前 9 時</td> </tr> </table>	区分	午前	正午	午後	午前	正午から	午前 9 時	<p>別表 (第 8 条 関係)</p> <table border="1" data-bbox="1171 1385 2063 1428"> <tr> <td>区分</td> <td>午前</td> <td>正午</td> <td>午後</td> <td>午前</td> <td>正午から</td> <td>午前 9 時</td> </tr> </table>	区分	午前	正午	午後	午前	正午から	午前 9 時
区分	午前	正午	午後	午前	正午から	午前 9 時									
区分	午前	正午	午後	午前	正午から	午前 9 時									

改正後								改正前							
		9時 から 正午 まで	から 午後 5時 まで	5時 から 午後 9時 まで	9時 から 午後 5時 まで	午後9時 まで	から午後 9時まで			9時 から 正午 まで	から 午後 5時 まで	5時 から 午後 9時 まで	9時 から 午後 5時 まで	午後9時 まで	から午後 9時まで
盛岡市砂	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	盛岡市砂	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
子沢生活 改善セン ター	食生活実習 室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	子沢生活 改善セン ター	食生活実習 室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
盛岡市岩 洞生活改 善センタ ー	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	盛岡市岩 洞生活改 善センタ ー	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	食生活実習 室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		食生活実習 室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円

備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合
の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。